

利 用 者 の た め に

I 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畠別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、それを最初の農業センサスとはいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業基本調査要綱に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかつた。

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言

葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まつた。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなつた。

今回の2000年世界農林業センサスは、戦後11回目の農業センサスであり、林業センサスとしては5回目である。

また、沖縄県においては琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから6回目、戦後では9回目の農業センサスであり、林業センサスとしては1980年世界農林業センサスから3回目となっている。

II 2000年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計情報部で行った。

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体 調査	農家調査	農家の全数	農林水産省一都道府県一市区町村一指導員一調査員	平成12年2月1日 (沖縄県は平成11年12月1日)	調査客体の自計申告調査
	農家以外の農業事業体調査	協業経営体、会社等の全数	農林水産省一都道府県一市区町村一指導員	同上	同上
農業サービス事業体調査		農業サービス事業体の全数	農林水産省一地方農政局一統計情報事務所一同出張所	同上	同上
農業集落調査		農業集落の全数	同上	同上	出張所職員が農業集落の精通者に面接する聞き取り調査
林業事業体 調査	林家調査	林家の全数	農林水産省一都道府県一市区町村一指導員一調査員	同上	調査客体の自計申告調査
	林家以外の林業事業体調査	会社等の全数	農林水産省一都道府県一市区町村一指導員	同上	同上
林業サービス事業体等調査		林業サービス事業体等の全数	農林水産省一地方農政局一統計情報事務所一同出張所	同上	同上
林業地域調査		林業地域の全数	同上	平成12年8月1日	都道府県の自計申告、出張所職員の面接聞き取り及び林野庁行政記録の活用

III 農業総合統計の概要

1 作成の目的

2000年世界農林業センサスの農家調査、農家以外の農業事業体調査及び農業サービス事業体調査結果を用いて、我が国の農業の資源や生産構造を、総量的に把握できる基礎資料を整備することを目的に作成したものである。

2 統計の内容

本報告書は、次の2種類の統計により構成されている。

- (1) 「総量統計」は農家調査、農家以外の農業事業体調査及び農業サービス事業体調査の共通の調査項目を合計することにより、その総量を示したものである。
- (2) 「農家の構造等に関する諸指標」は、農家率など、農家、農業労働力、土地及び経営内容等に係る各種指標を算出し、全国農業地域、都道府県別、新市区町村別に示したものである。

3 集計の方法

2000年世界農林業センサス世帯用照査表、農家調査票、農家調査新旧市区町村別一覧表、同全国一覧表、農家以外の農業事業体調査の全国一覧表、農業サービス事業体調査の全国一覧表及び平成12年国勢調査結果を用いて、組替集計並びに各種指標の算出を行った。

IV 用語の解説と利用上の注意

1 農 家

(1) 農家とは、平成12年2月1日（沖縄県は、平成11年12月1日）現在の経営耕地面積が10a以上以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯（これを「例外規定農家」という。1960年世界農林業センサスでは2万円以上、1965年農業センサスでは3万円以上、1970年世界農林業センサスでは5万円以上、1975年農業センサスでは7万円以上、1980年世界農林業センサス及び1985年農業センサスでは10万円以上、1990年世界農林業センサス及び1995年農業センサスでは15万円以上）をいう。

また、1990年世界農林業センサスから、調査農家を販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上）と自給的農家（経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満）に区分した。

(2) 農業を営むとは、営利又は自家消費のため耕種、養蚕、養畜又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

2 農家以外の農業事業体調査

(1) 農家以外の農業事業体とは、平成12年2月1日（沖縄県は、平成11年12月1日）現在で10a以上の経営耕地を有するか、あるいは経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間にお

ける農産物販売金額が15万円以上あった農業事業体のうちで、世帯（農家）以外のものをいう。

(2) 農家以外の農業事業体は、全事業体について経営目的を調査し、「販売目的」、「牧草地経営体」、「その他」の三つに分類してした。

ア 販売目的の事業体とは、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするものをいう。会社等が内部の加工場に原料を供給することを目的とするものも含める。

なお、この場合、加工そのものは農業とはしない。

イ 牧草地経営体とは、牧草を栽培することにより、家畜の預託事業を営むことを目的とする預託牧場及び農家が共同して牧草を栽培し、共同で採草・放牧に利用することを目的とする共同利用採草・放牧場をいう。また、農業集落、農事実行組合等が同様の目的で牧草を栽培する場合も含める。

ウ その他とは、販売目的の事業体、牧草地経営体以外のもので、試験研究を目的とするもの（会社等の実験農場も含む。）並びにサービス、厚生、教育、食料自給等を目的とするものをいう。

3 農業サービス事業体調査

(1) 農業サービス事業体とは、農業事業体から委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む。）をいい、具体的には、農

作業の受託（構成員からの員内受託を含む。）を行っている農業生産組織、農協等が農業の受託を行うために運営している育苗センター、ライスセンター、選果・選別場等、農耕・畜産（養蚕）サービスを行う会社や個人業者をいう。

なお、航空防除のみを行う事業所については、1995年農業センサスまで調査の対象から除外していたが、近年ラジコンヘリコプターを利用した航空防除が普及し、その組織も増加する傾向にあることから、2000年世界農林業センサスより調査の対象とした。

4 農家の構造に関する諸指標

各指標の計算式は次のとおりである。

農家率

$$(総農家数 / 総人口) \times 100$$

販売農家率

$$(販売農家数 / 総農家数) \times 100$$

販売農家に占める割合

$$(該当農家数 / 販売農家数) \times 100$$

平均世帯員数

$$(農家人口 / 総農家数) \times 100$$

総人口に占める農家人口の割合

$$(農家人口 / 総人口) \times 100$$

平均年齢

$$\text{該当者の年齢の和} / \text{該当者総数}$$

農業従事者の年齢別構成比

$$(該当の年齢の農業従事者数 /$$

$$\text{総農業従事者数}) \times 100$$

農業経営者に占める65歳以上の割合

$$(65歳以上の農業経営者 /$$

$$\text{総農業経営者数}) \times 100$$

農業就業人口に占める65歳以上の割合
 (65歳以上の農業就業人口／
 総農業就業人口) × 100

基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合
 (65歳以上の基幹的農業従事者数／
 総基幹的農業従事者数) × 100

15歳以上の世帯員に占める
 農業従事者の割合
 (総農業従事者数／
 15歳以上の総世帯員数) × 100

農業従事者に占める農業就業人口の割合
 (総農業就業人口／
 総農業従事者数) × 100

経営耕地のある農家 1 戸当たり
 経営耕地面積
 経営耕地面積／経営耕地のある農家数

借入耕地のある
 農家 1 戸当たり借入耕地面積
 借入耕地面積／借入耕地のある農家数

経営耕地面積に占める
 借入耕地面積の割合
 (借入耕地面積／経営耕地面積) × 100

所有耕地面積に占める貸付耕地面積の割合
 (貸付耕地面積／所有耕地面積) × 100

田のある農家 1 戸当たり田面積
 田面積／田のある農家数

田面積率
 (田面積／経営耕地面積) × 100

田面積に占める水稻作付面積の割合
 (水稻作付面積／田面積) × 100

農家1戸当たり水稻作付面積
 水稻作付面積／
 水稻作付面積のある農家数

畑のある農家 1 戸当たり畑面積
 畑面積／畑のある農家数

畑面積率
 (畑面積／経営耕地面積) × 100

樹園地のある農家 1 戸当たり樹園地面積
 樹園地面積／
 樹園地のある農家数

樹園地面積率
 (樹園地面積／経営耕地面積) × 100

経営耕地面積に占める果樹園面積の割合
 (果樹園面積／経営耕地面積) × 100

不作付地率
 (過去 1 年間に作付けしなかった
 田畠の面積／経営耕地面積) × 100

農業経営組織別農家数の構成比
 (該当の農家数／
 販売のあった農家数) × 100

農家の耕作放棄地率
 (農家の耕作放棄面積／(農家の経営耕
 地面積 + 農家の耕作放棄面積) × 100

[参考] 耕作放棄地率
 (総耕作放棄面積／(総経営耕地面積 +
 総耕作放棄面積)) × 100

注：総耕作放棄面積 =
 (農家 + 農家以外の農業事業体
 + 土地持ち非農家)
 : 総経営耕地面積 =
 (農家 + 農家以外の農業事業体
 + 土地持ち非農家)
 : 「土地持ち非農家」とは、耕地及び耕作
 放棄地を合わせて 5 a 以上所有している
 非農家世帯のことである。

5 数値等の利用について

(1) 表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」は表示単位に満たないもの。

「-」は該当のないもの。

「…」は事実不詳又は調査を欠くもの。

(2) 面積は単位未満を四捨五入したので、計
とその内訳の加算値は必ずしも一致しない。

(3) 構成比は、個々の数値ごとに小数以下第
2位を四捨五入したため、合計は必ずしも
100.0%にならない。

(4) 用語の詳しい説明については、2000年世
界農林業センサス報告書（第2巻～第5巻）
を参照されたい。

(5) 本書には、巻末に本書に掲載した統計表
のファイルを収録したCD-ROMが添付
してあるので、データの加工等に利用され
たい。

なお、CD-ROMの利用方法については、
CD-ROMに収録されている、readme.txt
を参照されたい。

連絡先：農林水産省大臣官房統計情報部

構造統計課 農林業センサス統計班

電話：(03) 3502-8111 内線2642

(03) 3591-4603 (直通)



統計はあなたの暮らしに活きている